

第34回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

連結注記表 個別注記表

第34期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

株式会社エヌジェイホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいた
します。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

(株)ゲームスタジオ

(株)トライエース

(株)ウィットワン

(株)ウィットワン沖縄

(株)テックフラッグ

(株)ネプロクリエイト

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)エムジーエス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

持分法適用会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

(株)エムジーエス

関連会社

(株)Win Cube

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

1. 商品

移動平均法

2. 仕掛品

個別法による原価法

3. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

その他 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ゲーム事業においては、主にモバイルゲームやコンソールゲームなどの受託開発及び運営受託を行っております。また、モバイル事業においては、主に個人顧客に対する携帯電話等の販売及び通信事業者との販売代理店契約に基づく携帯電話等の加入取次ぎなどのサービス提供を行っており、それぞれ下記のとおり収益を認識しております。

① ゲーム事業

当社グループが提供するゲーム事業売上の主な内訳は、主にモバイルゲームやコンソールゲーム等の受託開発による売上及びスマートフォン向けアプリゲーム等の運営受託による売上であります。

受託開発業務の内容は、特定顧客に向けた専用品のソフトウェアの開発であり、これらを履行義務として識別しております。当該契約から生じる履行義務は、開発の進捗に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、当該収益は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法によって収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発等については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、作業の完了や検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足した時点で顧客との契約における対価の額で収益を認識しております。

運営受託業務の内容は、企画および仕様立案、サービスの保守、管理運用業務、ユーザーサポート対応等であり、これらを履行義務として識別しております。当該契約から生じる履行義務は、期間を定めたサービスの提供であり、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、サービス提供期間で収益を認識しております。

② モバイル事業

当社グループが提供するモバイル事業売上の主な内訳は、携帯電話等の販売による売上及び通信事業者との販売代理店契約に基づく携帯電話等の加入取次ぎを行うことによる対価として通信事業者から受領する手数料による売上であります。

携帯電話等の販売による売上については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、通信事業者から受領する手数料による売上については、販売代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、キャッシュバック等の顧客等に支払われる対価がありますが、顧客等から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「受注損失引当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「受取手数料」及び「受取保険料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

ソフトウェアの受託開発における収益認識

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
一定期間にわたり充足される履行義務に係るソフトウェアの受託開発の売上高	900,322千円
(うち期末時点において制作中の案件に係る金額)	(597,553千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェアの受託開発において、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法により売上高を計上しております。

上記の売上高の計上にあたっては、原価総額を合理的に見積る必要があります。原価総額の見積りは、ソフトウェアの受託開発における仕様や作業内容等において個別性が強く、制作途上において、想定外の作業時間の変動等が生じる可能性があることから、原価総額を継続的に見直しております。

このように、上記売上高の計上には一定の仮定に基づいた見積りが必要であり、不確実性及びプロジェクト会議等の判断を伴います。よって、当該仮定や見積りに変更が生じた場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類の売上高に一定の影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 555,927千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 財務制限条項

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとして総額1,405百万円のシンジケートローン契約を2020年3月付で締結し、2024年9月24日付で変更契約を締結しております。

変更契約締結後の財務制限条項は以下のとおりであります。なお、条項中「2020年6月期末日及びそれ以降」とありますのは、変更契約により実際の判定としては「2025年6月期末日及びそれ以降」となります。

- ・2020年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年6月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ・2020年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。
- ・2020年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額から現預金の金額を差引いた金額を、2期連続して連結損益計算書における営業利益、受取利息、受取配当金、及び連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費の合計金額で除した割合が1.0倍を超えないこと。

この契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

(借入金)

	当連結会計年度 (2025年6月30日)
短期借入金	525,250千円
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	175,000千円
計	700,250千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,350,400	—	—	5,350,400

2. 新株予約権等に関する事項

会 社 名	内 訳	目的となる 株式の種類	目 的 と な る 株 式 の 数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末	
(株)エヌジ エイホール ディングス	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	69,600	—	—	69,600	34
合計			69,600	—	—	69,600	34

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 金利変動リスクの管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
差 入 保 証 金	349,380	331,014	△18,366
資 産 計	349,380	331,014	△18,366
長 期 借 入 金 (※ 2)	427,000	426,667	△332
負 債 計	427,000	426,667	△332

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表価額 (千円)
非上場株式	201,994

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現 金 及 び 預 金	851,914	－	－	－
売 掛 金	1,098,085	－	－	－
差 入 保 証 金	1,410	151,987	195,982	－
合 計	1,951,410	151,987	195,982	－

(注2) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短 期 借 入 金	525,250	－	－	－	－	－
長 期 借 入 金	316,000	91,000	16,000	4,000	－	－
合 計	841,250	91,000	16,000	4,000	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	331,014	－	331,014
長期借入金	－	426,667	－	426,667

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会 社 名	(株)エヌジェイホールディングス
決 議 年 月 日	2017年12月22日
付 与 対 象 者 の 区 分 及 び 人 数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 1名 当社子会社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 69,600株
付 与 日	2018年1月12日

新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額（ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の35%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての新株予約権を行使価額（ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為をなした場合 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対 象 勤 務 期 間	定めておりません。
権 利 行 使 期 間	2018年7月12日～2028年1月11日

（注）ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2018年4月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

会 社 名	(株)エヌジェイホールディングス
決 議 年 月 日	2017年12月22日
権 利 確 定 前 (株)	
前 連 結 会 計 年 度 末	—
付 与	—
失 効	—
権 利 確 定	—
未 確 定 残	—
権 利 確 定 後 (株)	
前 連 結 会 計 年 度 末	69,600
権 利 確 定	—
権 利 行 使	—
失 効	—
未 行 使 残	69,600

② 単価情報

会 社 名	(株)エヌジェイホールディングス
決 議 年 月 日	2017年12月22日
権 利 行 使 価 格 (円)	1,853
行 使 時 平 均 株 価 (円)	—

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゲーム事業	モバイル事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	5,628,574	2,511,290	8,139,865	67,512	8,207,378
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	900,322	—	900,322	—	900,322
顧客との契約から生じる収益	6,528,896	2,511,290	9,040,187	67,512	9,107,700
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,528,896	2,511,290	9,040,187	67,512	9,107,700

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジット決済事業等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 （5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	585,822
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,098,085
契約資産（期首残高）	218,610
契約資産（期末残高）	261,472
契約負債（期首残高）	2,667
契約負債（期末残高）	8,866

契約資産は、主としてゲームの受託開発などの請負契約において、期末日時点で履行義務を充足したため収益を認識しているものの未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、契約上のマイルストーン等により、概ね履行義務の充足の進捗に応じて請求し、1～2ヶ月以内に受領しております。

なお、契約によっては履行義務の充足に先行して対価を受領することがあり、その場合には契約資産から直接減額しておりますが、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分は契約負債として計上しております。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、軽微であります。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	82,092
1年超	—
合計	82,092

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

304円59銭

2. 1株当たり当期純利益

6円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品
移動平均法
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9 年
工具、器具及び備品	5～8 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5 年
--------	-----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの管理業務等受託料、経営指導料及び受取配当金となります。管理業務等受託料及び経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,177,722千円
関係会社短期貸付金	240,000千円
関係会社長期貸付金	750,000千円
貸倒引当金	△204,627千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性がある
と判断された場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。また、関係会社に対する貸付金につ
いては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該見積額は、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前
提が変化した場合、翌事業年度の計算書類における関係会社投融資の評価に重要な影響を与える可能性が
あります。

なお、当事業年度において275,536千円の関係会社株式評価損及び218,097千円の貸倒引当金戻入額を
計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	140,362千円
----------------	-----------

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	95,174千円
短期金銭債務	836,378〃
長期金銭債務	5,000〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	270,169千円
営業取引（支出分）	38,276〃
営業取引以外の取引（収入分）	23,806〃
営業取引以外の取引（支出分）	4,513〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

57,616株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	352,204千円
税務上の繰越欠損金	341,521 〃
投資有価証券評価損	134,285 〃
貸倒引当金	69,695 〃
退職給付引当金	12,542 〃
減価償却費	11,169 〃
賞与引当金	1,511 〃
商品評価損	1,073 〃
資産除去債務	31,264 〃
その他	488 〃

繰延税金資産小計 955,758千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △341,521 〃

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △614,236 〃

評価性引当額小計 △955,758千円

繰延税金資産合計 ー千円

繰延税金負債合計 ー千円

繰延税金資産（負債）の純額 ー千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）への影響はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)ゲームスタジオ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 資金の貸付 資金の貸付 債務被保証 役員の兼任	貸付金の貸付 (注3) 貸付金の回収 (注3) 受取利息 (注3) 債務被保証 (注5)	390,000 50,000 8,008 700,250	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 — —	110,000 310,000 — —
子 会 社	(株)ネブクロリエイト	所有 直接 84.9%	資金の預り 資金の預り 債務被保証 役員の兼任	資金の預り (注4) 支払利息 (注4) 債務被保証 (注5)	350,000 1,944 700,250	預 り 金 — —	380,000 — —
子 会 社	(株)トライエース	所有 直接 79.0%	資金の貸付 資金の貸付 資金の貸付 債務被保証 役員の兼任	貸付金の貸付 (注3) 貸付金の回収 (注3) 受取利息 (注3) 債務被保証 (注5)	190,000 225,000 15,411 700,250	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 関 係 会 社 長 期 貸 付 金(注6) — —	120,000 440,000 — —
子 会 社	(株)ウィットワン	所有 直接 100.0%	配当金の受取 管理業務等の受託 グループ通算制度 資金の預り 資金の預り 資金の預り 債務被保証 役員の兼任	配当金の受取 管理業務等の受託 (注2) グループ通算制度に よる通算税効果額 資金の預り (注4) 資金の返還 (注4) 支払利息 (注4) 債務被保証 (注5)	99,960 45,582 55,119 100,000 50,000 2,262 700,250	— 流 動 資 産 そ の 他 流 動 資 産 そ の 他 預 り 金 — — —	— 7,616 55,119 400,000 — — —
子 会 社	(株)テックフラッグ	所有 直接 100.0%	資金の預り 資金の預り 役員の兼任	資金の返還 (注4) 支払利息 (注4)	20,000 306	預 り 金 —	30,000 —

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 管理業務等の受託については両社協議の上決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 債務被保証については、当社の銀行借入に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いはございません。
6. 子会社への長期貸付金残高に対して、当事業年度において204,627千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において218,097千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)リーコム	被所有 直接 30.09%	資金の借入 資金の借入	資金の返済 支払利息(注)	— 4,021	1年内返済予定 の長期借入金 —	200,000 —

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額
226円24銭
- 1株当たり当期純損失
30円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。